

広島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月一日

広島県知事 藤田雄山

## 広島県規則第六十二号

### 広島県会計規則の一部を改正する規則

広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

- 四 地方法人特別税
- 十一 住民税直接徴収金

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。